

よくある質問

関係項目	質問	回答
外来診療の実施	対応の内容欄に「検査（核酸検出検査）の実施能力」とあるが、協定の締結には院内で核酸検出検査ができることが必須なのか。	院内で核酸検出検査ができなくても、協定の締結は可能です。 貴院で核酸検出検査ができる体制が整っている場合にのみ、対応の内容欄に検査実施能力を記入してください。
外来診療の実施	「外来診療の実施」と「自宅療養者への医療の提供及び健康観察」は、必ずセットで協定を締結しなければならないのか。	必ずしもセットで協定を締結する必要はなく、いずれか一つだけでも協定の締結は可能です。
自宅療養者等への医療の提供及び健康観察	「外来診療の実施」と「自宅療養者への医療の提供及び健康観察」は、必ずセットで協定を締結しなければならないのか。	必ずしもセットで協定を締結する必要はなく、いずれか一つだけでも協定の締結は可能です。
医療人材派遣	医療人材派遣は協定の締結に必須か。	医療人材の派遣は任意です。医療人材の派遣が可能な場合にのみ、派遣可能な人数を協定書案に記入してください。
個人防護具の備蓄	ガイドラインでは2か月分の個人防護具の備蓄を推奨しているが、2か月分の備蓄はしておらず、個人防護具の種類により備蓄数量にバラつきがある。 協定書にはどのように記入すればよいか。	「2か月分の備蓄」はあくまでも目安であり、各医療機関で備蓄数量を定めているのであれば、その数値を記入していただいで差し支えありません。 なお、個人防護具の品目ごとに備蓄数量を設定することも可能です。
個人防護具の備蓄	個人防護具の購入費用に関する補助金はあるか。	個人防護具の購入費用は各医療機関の負担となっていますが、仮に新型インフルエンザ等感染症が発生して補助制度が創設された場合、県から医療機関に対してお知らせすることとなります。